

経済成長と地方創生のカギ握る中小企業 期待される知的財産の活用

三井物産株式会社 産業界研究センター
知的財産・サイエンス・法研究
肥塚直人

三井物産株式会社 知的財産・サイエンス研究員
上野 翼

わが国経済の持続的な成長に向けて、安倍政権が産業政策や地方創生に力を入れる中、経済成長を支える中小企業に対する期待が高まっている。中小企業が競争力を強化し、経済の活性化に寄与していく手段の一つとして、知的財産をこれまで以上に活用していくことが求められている。本稿では、政策における中小企業の位置付けを整理した後に、中小企業の知的財産に対する意識・活用実態や、中小企業の経営に知財をどのように活用していくことが望ましいか等について解説する。より多くの中小企業が知的財産に対する意識を高め、知的財産を経営に活用することによって地域経済の活性化、ひいてはわが国産業競争力の強化につながっていくことを期待したい。

中小企業の政策的な位置付け

わが国における企業数の約99・7%を占める中小企業には、産業政策上、大きな期待が寄せられており、中小企業基本法に代表される法律や様々な政策においてもその期待は具体的に示されている。例えば1963年に中小企業基本法が制定された当時、中小企業は経済活性化

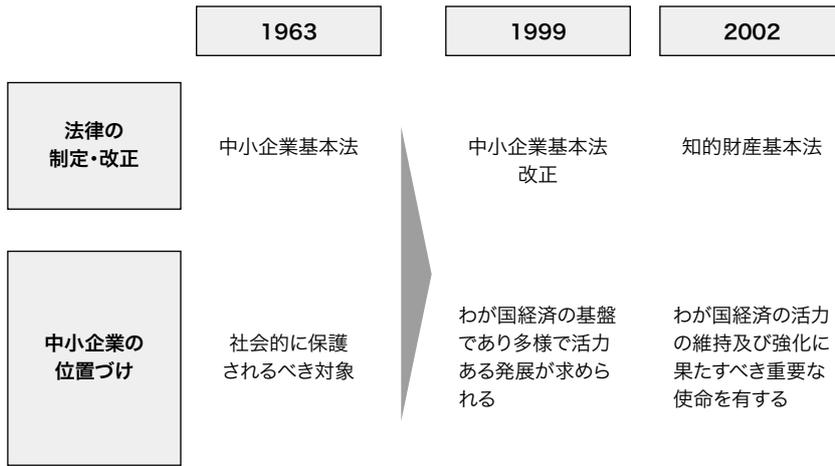
の中心的役割を担う存在というよりは、どちらかというところと保護すべき対象として位置付けられており、同法は中小企業と大企業との間の利害を調整することを基本理念とするものであった。しかし、99年に同法が全面改正され、中小企業はわが国経済の活性化の中心的な役割を担うものとして位置付けられるようになったことで、同法に基づいて中小企業の

経営革新や創業促進等に係る様々な支援施策が実施されてきた。本稿の中心テーマである「知的財産」に関する政策についても、大企業だけでなく中小企業を支援するための展開がなされてきている。わが国における知的財産政策のターニングポイントとなったのは、2002年の知的財産基本法の成立である。同法は、わが国の競争力を強化する

ために、国家として知的財産政策に取り組むことで経済活性化につなげることを意図した「知的財産戦略大綱」に基づき制定されたものであり、特許等の知的財産の「創造」「保護」だけではなく、「活用」にも重点が置かれたものとなっている。同法の中でも中小企業は経済活性化の中心的役割を担うことを期待されており、第19条の中で「中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する」とされている(図表1)。

その後、同法が03年3月に施行されたことに伴い、知的財産の創造、保護および活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的として、内閣に知的財産戦略本部が設置された。これは、内閣総理大臣を本部長とし、民間有識者等も交え

〈図表1〉中小企業の位置付けの変遷



(出所)筆者作成

ながら知的財産に関する具体的施策の検討を行うものであり、検討された施策は毎年、知的財産推進計画として取りまとめられている他、13年には今後10年を見据えた知的財産政策を盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」が決定されている。この知的財産推進計画、あるいは知的財産

地域金融機関が迎える局面

策ビジョンの中でも、中小企業の知的財産活用は大きな柱として掲げられており、わが国の知的財産政策における重要なプレーヤーとして中小企業に対する期待が寄せられていることがうかがえる。

足元の政策動向を確認すると、例えば6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015」と「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」において、地域の企業の稼ぐ力を強化することに力点が置かれている。また、それと同時に国としても中小企業に対する経営支援体制を強化していくことが述べられており、関係省庁を通じて様々な施策展開がなされている。

日本再興戦略やまち・ひと・しごと創生基本方針は、中小企業に対する経営支援の主体として地域金融機関に対してこれまでは見られなかった高い期待を示している。このような政府の動きを受け

金融庁は、14事務年度金融モニタリング基本方針の中で、事業性評価およびそれを踏まえた支援を地域金融機関に対して求めており、地域金融機関各社では中小企業支援の在り方について踏み込んだ検討を行っているところである。

こうした局面の中、地域金融機関にとっても、中小企業の成長を「知的財産」という観点から見ることが有益であり、まず企業において知的財産を活用するということの意味について触れておきたい。

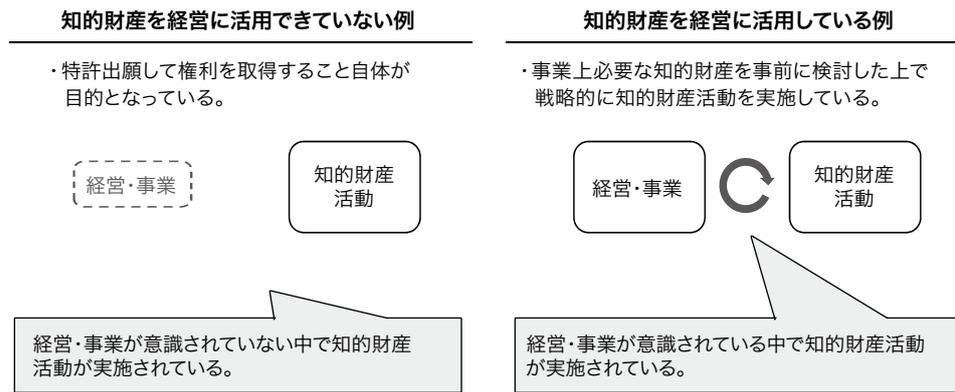
特許権等の知的財産は法的に保護されているものではあるが、それを十分に活用できていなかったり、あるいは経営戦略・事業戦略を遂行していくための資源の一つとして意識されていなかったりすると、経営上有効に活用できなくなる可能性がある。知的財産を活用するとは、自社の経営課題の解決手段の一つとして知的財産を活用したり、自社が今後事業を展開していく中で、利益を最大化させる手段の一つとして知的財産を活用したりすることであり、言い換えると知的財産を源泉として、競争力を高めることで企業が成長していくこと(知財経営)に他ならな

い。それを実現するには、事業のあらゆる段階で、市場における自社のポジションや競合他社の状況、自社の強みや弱みといったことを分析する中で、知的財産を意識することが必要である。かつて、わが国の製造業は品質等の面で国際的に優位性があつたが、近年はその優位性が失われつつあることは事実であり、このような状況下で競争力を維持・強化していくためには、知的財産を重要な経営資源の一要素として捉えて、戦略的に活用していくことがカギとなる。

知財経営の実態と課題

中小企業が知的財産を自社の経営に活用することを促進する取り組みとして、過去10年程度の間に複数の支援施策が実施されてきている。例えば、特許庁や各地の経済産業局が実施主体となり、地域の中小企業に対して知的財産や経営の専門家を派遣して支援を行うことで、中小企業における知財経営の導入・定着を促すものや、自治体の実施主体となり複数年にわたって継続的に中小企業に対して知財経営の導入・定着を目的とした支援を行うもの等が実施さ

〈図表2〉知的財産の活用のイメージ



(出所)筆者作成

れてきている。
このように、様々な支援施策が実施されてきてはいるものの、依然として中小企業における知的財産に対する意識が低いと言わざるを得ない

知的財産活動を行う中小企業が知的財産を十分に経営に活用できていない例としてよく挙げられるものには、「研究開発の成果を片っ端からやみくもに特許出願しているだけになっていく」「特許権等の権利を取得できれば、それだけで売り上げが上がるものと思っ

中小企業は意識改革を

ている」というような、特許等の権利を取得することそのものが目

状況が続いている。例えば特許庁が13年度に実施した「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」においても、中小企業に対するアンケート調査の結果として、販売活動や製造活動、市場調査活動、開発活動等と比較して、知的財産活動に対する課題認識や重要性は相対的に低いという傾向が示されている。わ

が国の中小企業数は約385万社とされているが、特許権等の知的財産を取得し、かつそれを経営に十分に活用できているケースはごく一部であると考えられ、まだまだ中小企業が知的財産を経営に生かして成長していく余地は多分にあることが推察される。

知的財産戦略本部が決定した「知的財産推進計画2015」は、中小企業を「知財活用挑戦型」と「知財活用上型」の二つのカテゴリーに分けているが、実際にもそれぞれの

この場合はほんの一例ではあるが、中小企業が今後の計画を十分に検討して自社の経営課題を整理した上で、それを解決していく手段として知的財産を捉えて戦略的にこれを取得していくことが本来的には必要である(図表2)。もちろん、既に知的財産の活用に取り組んでいる中小企業もあるが、変化の激しい市場環境の中で、確かな知財経営を実践していくためには、より高いレベルでの活用を目指す必要がある。

的・ゴールとなっており、知的財産が経営を改善するための手段であると捉えられていない(経営とは独立したところで知財活動が行われている)ケースや、「自社のノウハウとして秘匿するものと、出願して一般に公開するものとの切り分けができていない」というような、知的財産の戦略的なマネジメントができていないケースも見受けられる。

「知財活用挑戦型」に該当するのは現状として知的財産の活用には積極的に取り組んでいる中小企業であり、こうした中小企業に対しては引き続き知的財産を自社の経営に活用する取り組みを進めつつ、標準化や営業秘密・ノウハウとしての秘匿等も含めた、より広範な活用・管理を強化していくことが求められる。また、こうした企業は知的財産を活用して海外展開等を含めた挑戦的な活動に取り組みケースも見受けられるため、金融機関からも多面的な支援を提供することが求められることになるであろう。一方で、「知財活用上型」に該当するのは特段目立った知的財産を有しておらず、多くは下請け的な立場にある中小企業である。こうした中小企業に対しては、まずは知的財産に関する意識を醸成した上で、事業展開等に当たり、あらゆる場面で知的財産の観点からの気付きを得ていくことが求められる。また、特に知財活用上型の中小企業については、知財経営の考え方が定着するように経営者に知的財産の重要性を理解してもらいつつ、それを現場での運用に落とし込んだ際にしっかりと推進するために、知財経営を理解

〈図表3〉知財総合支援窓口のパンフレット



(出所)知財総合支援窓口-知財ポータル
(<http://chizai-portal.jp/index.html>)より

サポート&UFJリ
が所属す
る三菱
り、筆者
ものであ
れている
り設置さ
11年度よ
的として
ことを目
支援する

この窓口は、様々な専門家・支援
機関等と共同でワンストップサービ
スを提供することにより、地域・中
小企業等の知財活用・新規事業化を
支援する
ことを目
的として
11年度よ
り設置さ
れている
ものであ
り、筆者
が所属す
る三菱
UFJリ
サポート&

に重要であり、地域金融機関もこう
した関係機関と積極的に連携するこ
とで、地域の中小企業に対する経営
支援の幅を広げていくことが求めら
れている。今後、地域金融機関が支
援を行う中小企業が、必要に応じて
知財総合支援窓口等の支援機関によ
る支援も受けながら、知的財産を積
極的に経営に活用することで成長し、
地域経済の活性化やわが国の産業競
争力の強化につながっていくことを
期待したい。

〈筆者略歴〉
肥塚直人(こいづか・なおと)
中央大院修了後、三菱UFJリサー
チ&コンサルティング入社。金融ソ
リューション部等を経て現職。04年
頃から本格的に知的財産分野の調査
研究やコンサルティングに従事。08
年知的財産コンサルティング室の立
ち上げに伴い、同室に参画。著書に
『技術流出』リスクへの実務対応』
(中央経済社)等。博士(法学)。
上野翼(うえの・つばさ) 早大
院修了後、コンサルティングファ
ームを経て三菱UFJリサーチ&コン
サルティング入社。入社後は一貫し
て知的財産分野の調査研究等に従事。
修士(工学)。

した人材を育成していくことも同時
に求められるところであろう。
しかしながら、こうした活動を内
部に根付かせることは、経営資源に
乏しい中小企業にとっては難しい面
があることは事実である。知財経営
の導入に限らず、何かしらの新しい
取り組みに着手してみたものの、社
内に定着せずに結局元の状態に戻っ
てしまったという事例は、中小企業
でよく聞かれる話である。取り組み
を社内にて着させるには、経営者の
強いコミットメントが重要であると
同時に、中小企業が消化不良の状態
とならないように、できることから
少しずつ始めるということも重要な
視点である。

この窓口は、様々な専門家・支援
機関等と共同でワンストップサービ
スを提供することにより、地域・中
小企業等の知財活用・新規事業化を
支援する
ことを目
的として
11年度よ
り設置さ
れている
ものであ
り、筆者
が所属す
る三菱
UFJリ
サポート&

この窓口は、様々な専門家・支援
機関等と共同でワンストップサービ
スを提供することにより、地域・中
小企業等の知財活用・新規事業化を
支援する
ことを目
的として
11年度よ
り設置さ
れている
ものであ
り、筆者
が所属す
る三菱
UFJリ
サポート&

この窓口は、様々な専門家・支援
機関等と共同でワンストップサービ
スを提供することにより、地域・中
小企業等の知財活用・新規事業化を
支援する
ことを目
的として
11年度よ
り設置さ
れている
ものであ
り、筆者
が所属す
る三菱
UFJリ
サポート&

公的支援の有効活用を

中小企業が知的財産を理解して知
財経営に取り組んでいくに当たり、
わが国には必要に応じて公的な支援
を受けることができる体制が整備さ
れている。例えば、知的財産に関す
る公的な支援機関として、各都道府
県に「知財総合支援窓口」が設置さ
れており、窓口の所在地・連絡先一
覧や支援事例等の情報は「知財ポ
ータル」と呼ばれるWebサイトで入
手することができる(図表3)。

この窓口は、様々な専門家・支援
機関等と共同でワンストップサービ
スを提供することにより、地域・中
小企業等の知財活用・新規事業化を
支援する
ことを目
的として
11年度よ
り設置さ
れている
ものであ
り、筆者
が所属す
る三菱
UFJリ
サポート&

この窓口は、様々な専門家・支援
機関等と共同でワンストップサービ
スを提供することにより、地域・中
小企業等の知財活用・新規事業化を
支援する
ことを目
的として
11年度よ
り設置さ
れている
ものであ
り、筆者
が所属す
る三菱
UFJリ
サポート&